「津山市立ときわ園」概要書

この概要書は、津山市立ときわ園の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。 津山市立ときわ園の管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成28年度から指定 管理者制度を導入して管理運営を行っています。

1 設置目的

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき、老人の福祉を図るために 設置しています。

2 基本情報

(1) 施設の名称: 津山市立ときわ園(以下「ときわ園」という。)

○養護老人ホーム ○老人短期入所 ○特定施設入居者生活介護

(2) 所 在 地: 津山市井口100番地1

(3) 開園日等: 昭和29年11月5日開園(平成26年10月新築移転)

(4) 敷地面積: 6, 856. 58 m² (5) 建築面積: 2, 392. 61 m² (6) 延床面積: 3, 946. 64 m²

(7) 施 設 概 要 : 鉄筋コンクリート造 2 階建

【1階】(養護老人ホーム用)居室(20室),(老人短期入所用)居室(5室), 共同生活室(3室),食堂,集会室,大浴場,小浴場,特別浴室,医務室, 会議室,静養室,事務室,応接室

【2階】 (養護老人ホーム用) 居室 (60室), 共同生活室 (6室)

(8) 定 員 : 養護老人ホーム入所 80人(10居室(個室)/ユニット×8ユニット) 老人短期入所事業 5人(5居室(個室)/ユニット×1ユニット) 特定施設入居者生活介護事業 適当数(職員配置基準に適合すること。)

3 管理運営状況

(1) 管理形態: 指定管理

(2) 管理運営者: 指定管理者(社会福祉法人江原恵明会) (3) 期 間 : 平成28年4月1日~令和3年3月31日

4 ときわ園の管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 養護老人ホーム入所者を養護すること。
- (2) 養護老人ホーム入所者を自立した日常生活及び社会的活動への参加ができるように、必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。
- (3) 老人短期入所事業の入所者を養護すること。
- (4) 入所者にとって快適な施設であることに努めること。
- (5) 入所者へのサービス向上及び管理運営費の削減に努めること。
- (6) 特定施設入居者生活介護事業を実施すること。(当該事業に係る諸手続き及び諸経費については, 事業者において負担してください。運営に係る人件費については,指定管理料の算定に含まれます。)
- (7) 個人情報の保護を徹底すること。
- (8) 環境保護に配慮すること。
- (9) 地域や関係団体と積極的に連携をとること。
- (10) 敷地内及び建物周辺の環境美化に努めること。

5 指定管理者が行う業務等

- (1) ときわ園の運営(養護老人ホーム,老人短期入所事業及び特定施設入居者生活介護事業)に関する 業務
- (2) ときわ園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ときわ園の運営及び管理に関する業務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務
- (4) その他別紙「津山市立ときわ園指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。) に定めるとおり

(注意点)

老人福祉法第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第1号の措置に係る権限は、津山市及び他市町村長の措置機関(各市町村長または社会福祉事務所長)が有します。

なお、ときわ園の施設長は、津山市執行機関の付属機関設置条例(昭和62年津山市条例第24号) に規定する津山市老人ホーム入所判定委員会の委員となります。

※ 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の 業務については、津山市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

別紙1 津山市養護老人ホーム条例

別紙2 施設案内、位置図

別紙3 業務評価結果書(平成28年度~30年度分)

別紙4 前回の募集要項、仕様書(再募集)